

## 志摩市創生総合戦略改訂（案）

施策No.	1 - 5	事業名	二十歳からの健康貯蓄事業	担当課	健康推進課
修正項目	修正前			修正後	
K P I	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康診査を受ける人のうち 20 歳代が占める割合が毎年 50%以上</li> <li>健康診査を受けた人のうち定期的に健康診査を受けようと思う人の割合が毎年 50%以上</li> <li>健康診査を受けた人のうち再受診をした人が占める割合が 45%以上</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li><b>削除</b></li> <li>健康診査を受けた人のうち定期的に健康診査を受けようと思う人の割合が毎年 50%以上</li> <li>健康診査を受けた人のうち再受診をした人が占める割合が 45%以上</li> </ul>	
修正理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象となる年齢を 20 歳代及び 30 歳代としたことから、20 歳代だけではなく、30 歳代の受診者も増やす必要があるため健康診査を受ける人のうち 20 歳代が占める割合が毎年 50%以上を削除</li> </ul>				

施策No.	2-7	事業名	多子世帯を応援する保育料無償化事業	担当課	こども家庭課・学校教育課
修正項目	修正前			修正後	
廃止				廃止	
廃止理由	<p>(子ども家庭課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年度から国の方針で多子世帯について保育料の負担軽減が取られました。階層にもよりますが、具体的には兄弟で利用する場合、最年長の子どもから数えて2人目(市民税所得割合算額57,700円未満)は半額、3人目(市民税所得割合算額57,700円未満)は無料となりました。よって、既に実施済みとし、この提案は取り下げとします。(こども家庭課)</li> </ul> <p>(学校教育課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年度から国の方針で多子世帯について保育料の負担軽減が取られました。市民税所得割額が非課税の母子世帯を除く世帯及び市民税所得割が1円以上77,101円未満の世帯においては生計を一にしている最年長の子どもから数えて2人目は半額、3人目は無料となり、又、市民税所得割が77,101円以上の世帯においては小学校3年生までの子どもを1人目とし2人目は半額、3人目は無料となりました。よって既に実施済みとし、施策No.2-7は取り下げとします。</li> </ul>				

施策No.	2-8	事業名	家主と移住者のためのリノベーションによる空き家活用事業	担当課	都市計画課
修正項目	修正前			修正後	
事業名	・ 家主と移住者のためのリノベーションによる空き家活用事業			・ 家主と移住者のためのリノベーションによる空き家活用 <u>等</u> 事業	
目的	・ 志摩市内の空き家のリノベーションを推進し、空き家の活用と移住者を増やす。			・ <u>志摩市内の空き家のリノベーションを推進し空き家の活用を図るとともに、リフォームにも助成し移住者を増やす。</u>	
KPI	・ 制度を利用して移住した件数が延べ5件以上			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>リノベーション助成</u>を利用して移住した件数が延べ5件以上</li> <li>・ <u>リフォーム助成を利用して移住した件数が延べ5件以上</u></li> </ul>	
修正理由	<p>(事業名) ・リフォームの助成の追加による「等」の文言の追加</p> <p>(目的) ・リノベーションによる助成は大規模な改修となるため、申込希望者があるものの資金面での負担が大きいこと等により、平成27年からの制度開始以降一度も活用されていない。そのため、移住の際にリフォームのための少額の助成金について既存制度を拡充する形で追加等行う。</p> <p>(KPI) ・リノベーションに係るKPIは現状の5件以上とする。(H31まで)</p> <p>・リフォームに係るKPIは5件以上とする。</p>				

施策No.	2 - 9	事業名	若者世代の移住促進事業	担当課	総合政策課
修正項目	修正前			修正後	
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>若者夫婦または16歳未満の子どもをもつ世帯の移住を促進し、若者世代を中心に社会減を抑制する。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li><u>若者または中学校卒業前</u>の子どもをもつ世帯の移住を促進し、若者世代を中心に社会減を抑制する。</li> </ul>	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>年齢40歳未満を含む夫婦や市内の小中学校に入学する見込みのある子どもを持つ世帯で、市内に移住を決めてもらった世帯のうち、市が定める一定の要件を満たした世帯を対象に、移住から1年間程度の期間を定めて、上限額を定め、たうえで家賃を補助する。また、移住者や地域住民との交流の機会を設けた移住説明会を市内で開催し、その参加者の旅費の一部を助成する。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li><u>年齢40歳未満の者や中学校卒業前</u>の子どもを持つ世帯で、市内に移住を決めてもらった世帯のうち、市が定める一定の要件を満たした世帯を対象に、移住から<u>1年間（一次産業に就業した場合は3年）</u>の期間を定めて、上限額を定め、たうえで家賃を補助する。</li> </ul>	
修正理由	<p>(目的) ・若者として夫婦でなくても適用する。16歳未満については中学校卒業前として年度内であればOKとする。</p> <p>(事業内容) ・若者や中学校卒業前の子どもを持つ世帯の移住者は、1年間の家賃補助を行うが、一次産業に就業した場合は3年間にわたり家賃を補助する。移住説明会については若者に特化せずに行うので、この事業からは削除した。</p>				

施策No.	3-8	事業名	志摩市の食材を生かした食育推進事業	担当課	教育総務課（給食センター）
修正項目	修正前			修正後	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校給食で使用する志摩市産の食材の量を増やすとともに「ふるさと給食」で志摩市を代表する食材を使うことで子ども達が地域の食材を食べる機会を増やす。さらに、生産者と交流できる場を設けることで、生産者の意欲向上と子ども達の一次産業への関心を高める。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>学校給食で使用する志摩市産の食材の量を増やすとともに、「ふるさと給食」で志摩市を代表する食材を使うことで子ども達が地域の食材を食べる機会を増やす。さらに、生産者と交流できる場を設けることで、生産者の意欲向上と子ども達の一次産業への関心を高める。<u>そのために、給食として安心して安全な給食の材料として使用できる、志摩の地物産物の加工製品を提供していただける仕組みづくりのプロジェクトを立ち上げる。</u></li> </ul>	
K P I	<ul style="list-style-type: none"> <li>志摩市の食材が好きと言う小学校5年生の割合が70%以上</li> <li>「ふるさと給食」の三重県産の食材が35%以上かつ、そのうち志摩市産の食材が70%以上</li> <li>「ふるさと給食」以外で志摩市産の食材を使った回数が年間50回以上</li> <li>市内全ての小学校で生産者と小学生が交流する機会が年1回以上</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li><u>削除</u></li> <li>「ふるさと給食」の三重県産の食材が35%以上</li> <li><u>削除</u></li> <li><u>削除</u></li> <li><u>志摩の地物産物の加工製品を提供していただける仕組みづくりのプロジェクトを立ち上げる</u></li> <li><u>加工食品の候補を5品以上選定</u></li> </ul>	

修正理由

- 学校給食の食材のうち、野菜は毎週、市内業者による入札により価格、入手先を決定し、一日約 3700 食の一日で使用する分を前日の 14 時に毎日、入荷しています。志摩産限定での対応は JA のみで可能ですが、その JA でも 3700 食分をそろえることが出来ません。志摩産と限定すると安定して食材を確保することが難しく、たとえば中学校だけの分 (1400 食) を志摩産にすることも困難な状況です。さらに志摩産とそれ以外に分けて発注するには、入札方法等の在り方自体も変更する必要があります。
- 魚 (安乗さば) は、安乗の業者が撤退し、入手が出来ない状態です。志摩産のひものは昨年、納入直前に食材が調達できず、キャンセルとなりました。志摩産の豚肉 (パールポーク) も現在は 3700 食の入手が出来ない状態です。あおさは、あみ、ゴミ等の異物混入の問題で使用を見合わせています。練り物 (はんぺん等) も以前は地元産を使用していましたが、危険な異物混入があり、使用を中止しています (その後、工場は閉鎖)。現在、使用可能はヒジキと船越味噌、磯部みかんと、たいへん少ない品数です。ただし、味噌は単価が倍となっています (給食で使用する際には、節約のため、半分を普通味噌、半分を船越味噌としています、一日 3700 食につき 5000 円高となっています)。磯部みかんは、収穫量の問題で年間 2~3 回の実施のみ可能です。
- 米については、志摩産は入手は可能であります、1 回 3700 食につき 5~7 万円程度高くなります。かつ、年間での回数は制限があります。(米、パン (材料の小麦)、牛乳は、絶対的な量の確保必須のため、県の学校給食会と年間契約しています。志摩産の米を使用するには、地元の JA に発注の必要がありますが、学校給食会との調整も必要で、しかも気候等で志摩産が確保できない等、米が無いという事態もあり得ることから、複数回の実施は困難で、年間で確実に志摩産を確保できる分のみ可能となります)
- 平成 28 年 6 月のふるさと給食の日を基準とした 1 週間を ” 地物産物の活用を推進する週間 ” として三重県の事業として実施しています。その 1 週間での使用した食材の産地調査をしていますが、その実績でも三重県産の使用率は 30.77%、志摩産の使用率は 1.54% でした。(今年は志摩産の食材の入手が困難で、推進する週間中にも関わらず、準備できた食材はヒジキ 1 品でした。)
- 以上により志摩産の食材確保が非常に困難なため、志摩産の食材を使った給食の提供は限られた回数になります。また、給食は安心安全の確保が最優先ですが、地元産の食材の利用に当たっては、異物混入のリスク、製品の形・大きさのばらつき、農薬等の使用の有無などで、安全安心が必ずしも確保できているかに大きな不安が残ります。特に異物混入に対しては細心の注意が必要であり、地物品の使用に当たっては慎重に対応したいと考えています。よって、それが損なわれる恐れのある事業については、学校給食として実施が困難と言わざるを得ませんので、当初に設定した KPI 等を変更し提出します。

施策No.	4-1	事業名	ふるさと応援寄附推進事業	担当課	総合政策課
修正項目	修正前			修正後	
KPI	<ul style="list-style-type: none"> <li>年間の経済波及効果が3億円以上</li> <li>返礼品を出している事業者のうち、平成27年度と比較して返礼品とは別で売り上げが増加している事業者の割合が70%以上</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>年間の経済波及効果が3億円以上</li> <li><u>最初に返礼品を出荷した年に比べてふるさと応援寄附の返礼品の出荷が原因で、事業者の取り扱う商品が増加している事業者の割合が70%以上</u></li> </ul>	
修正理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>比較が妥当でない事業者があるため、「比較対象として妥当な」を追加。</li> <li>また、平成27年度以降に参画する事業者が出てくるため、「平成27年度」を「初年度」と改める。</li> </ul>				

施策No.	4 - 4	事業名	新たな漁業者を受け入れる漁港整備事業	担当課	水産課
修正項目	修正前			修正後	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁業従事者が増えたことで漁船登録数が増加して係留箇所が不足している漁港を対象に、漁港整備を実施する。なお、整備にあたっては、効果的な交付金制度等の活用を検討する。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>漁業従事者が増えたために安全に係留できる箇所が不足</u>している漁港を対象に、漁港整備を実施する。なお、整備にあたっては、効果的な交付金制度等の活用を検討する。</li> </ul>	
修正理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 27 年度の港勢調査において漁船数が減少しているため「漁船登録数が増加して」の部分を削除する。</li> </ul>				



施策No.	5-2	事業名	志摩市を元気にする創業及び事業拡大支援事業	担当課	観光商工課
修正項目	修正前			修正後	
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>業種にこだわらず志摩市の活性化に資する事業を志摩市でおこそうとする主体や事業を拡大しようとする主体を、起業や事業拡大のための資金調達に関わる多様な主体と共に支援することで、起業や事業拡大を促して地域に仕事を創出する。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>業種にこだわらず志摩市の活性化に資する事業を志摩市でおこそうとする主体や事業を拡大しようとする主体を、<u>創業</u>や事業拡大のための資金調達に関わる多様な主体と共に支援することで、<u>創業</u>や事業拡大を促して地域に仕事を創出する。</li> </ul>	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>志摩市における起業や事業拡大に関わる支援の仕組みを整理したうえで、志摩市商工会、地域金融機関等と連携して、起業や事業拡大しようとする主体を支援する仕組みを構築する。そのうえで、起業等にあたってのアドバイスや指導や構築された仕組みで審査を行った上での資金調達の助成といった支援を行う。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>志摩市における<u>創業</u>や事業拡大に関わる支援の仕組みを整理したうえで、志摩市商工会、地域金融機関等と連携して、<u>創業</u>や事業拡大しようとする主体を支援する仕組みを構築する。そのうえで、<u>創業</u>等にあたってのアドバイスや指導を構築された仕組みで<u>行い、さらに</u>審査を行った上での資金調達の助成といった支援を行う。</li> </ul>	
K P I	<ul style="list-style-type: none"> <li>起業等の相談を受けたもののうち審査を行った件数が延べ10件以上</li> <li>審査を行った件数のうち起業等を実現した件数が延べ3件以上</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li><u>創業</u>等の相談を受けたもののうち審査を行った件数が延べ10件以上</li> <li>審査を行った件数のうち<u>創業</u>等を実現した件数が延べ3件以上</li> </ul>	
修正理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業名を「志摩市を元気にする起業及び・・・」から「志摩市を元気にする創業及び・・・」に改めたことにより「起業」の表現を「創業」に修正する。</li> </ul>				

